



「社会福祉充実計画」の策定と 地域協議会の運営について (草案)

社会福祉充実計画について（素）

- 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお残額が生じる場合に、「社会福祉充実残額」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的な再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定するもの。
- 社会福祉充実計画は、社会福祉法人が自主的に判断し、作成することとなるが、所轄庁は事業区域の需要及び供給に照らして適切ではない点がないか（著しく合理性を欠くものではないか）といった観点から審査を行う。具体的には、例えば
 - ① 短期の計画（3年程度）であれば自治体計画（介護保険事業（支援）計画等）との整合性の確認
 - ② 中期の計画（5年程度）であれば、事業実施を予定している地域の人口推計等を踏まえて著しく合理性を欠くものではないかの確認等を行ふ。

1. 社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類

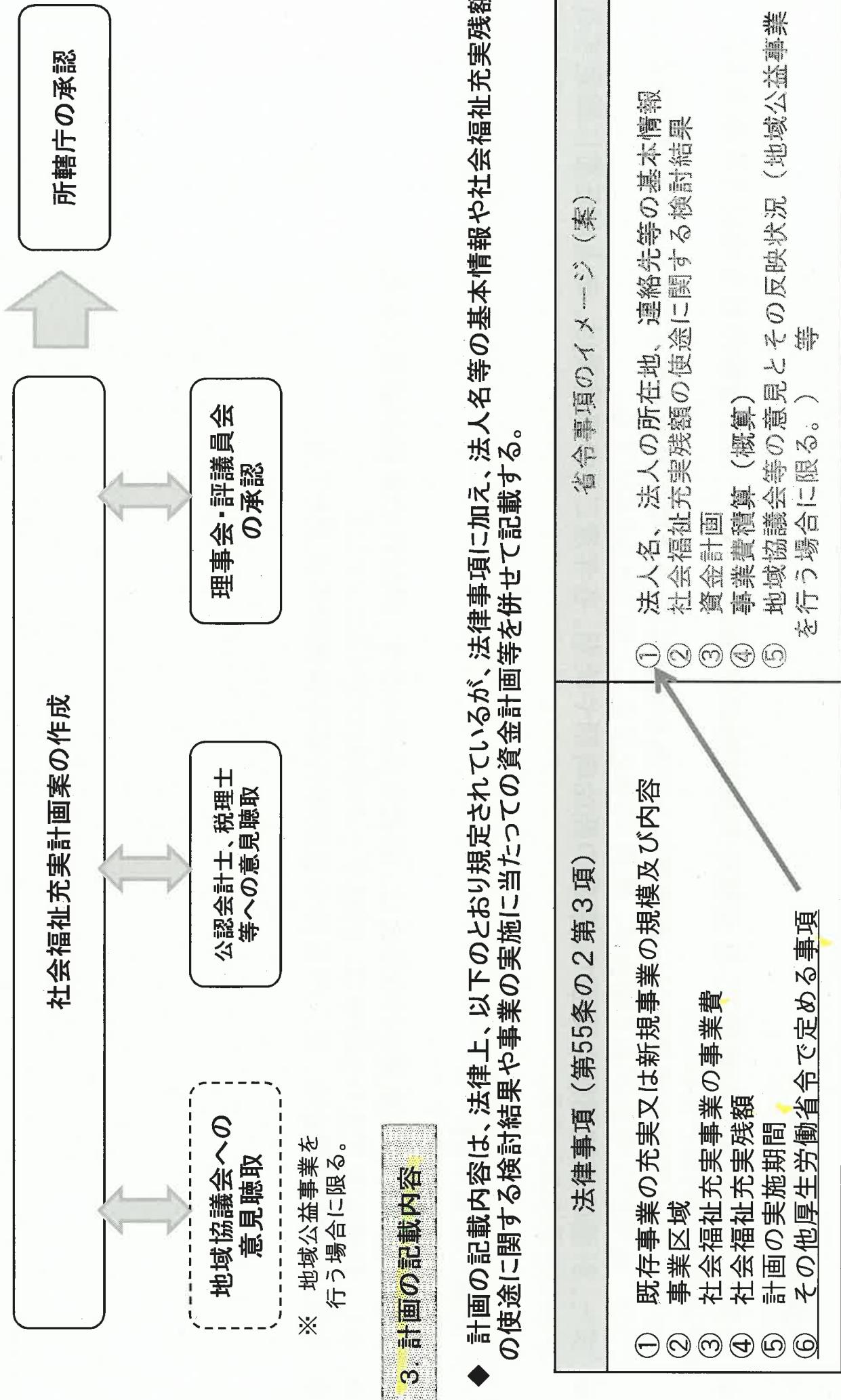
- ◆ 社会福祉充実計画に位置付ける事業は、以下の順にその実施について検討し、実施する事業を記載する。

事業内容については、職員の処遇改善を含む人材への投資、サービスの質の向上につながる建物・設備の充実、地域のニーズに対応した新たなサービスの展開など、法人の実情に応じた取組を計画に盛り込む。

第1順位	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）
第2順位	地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要する住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）
第3順位	公益事業

2. 社会福祉充実計画の作成手続

- ◆ 社会福祉充実計画は以下の手続を経る必要がある。



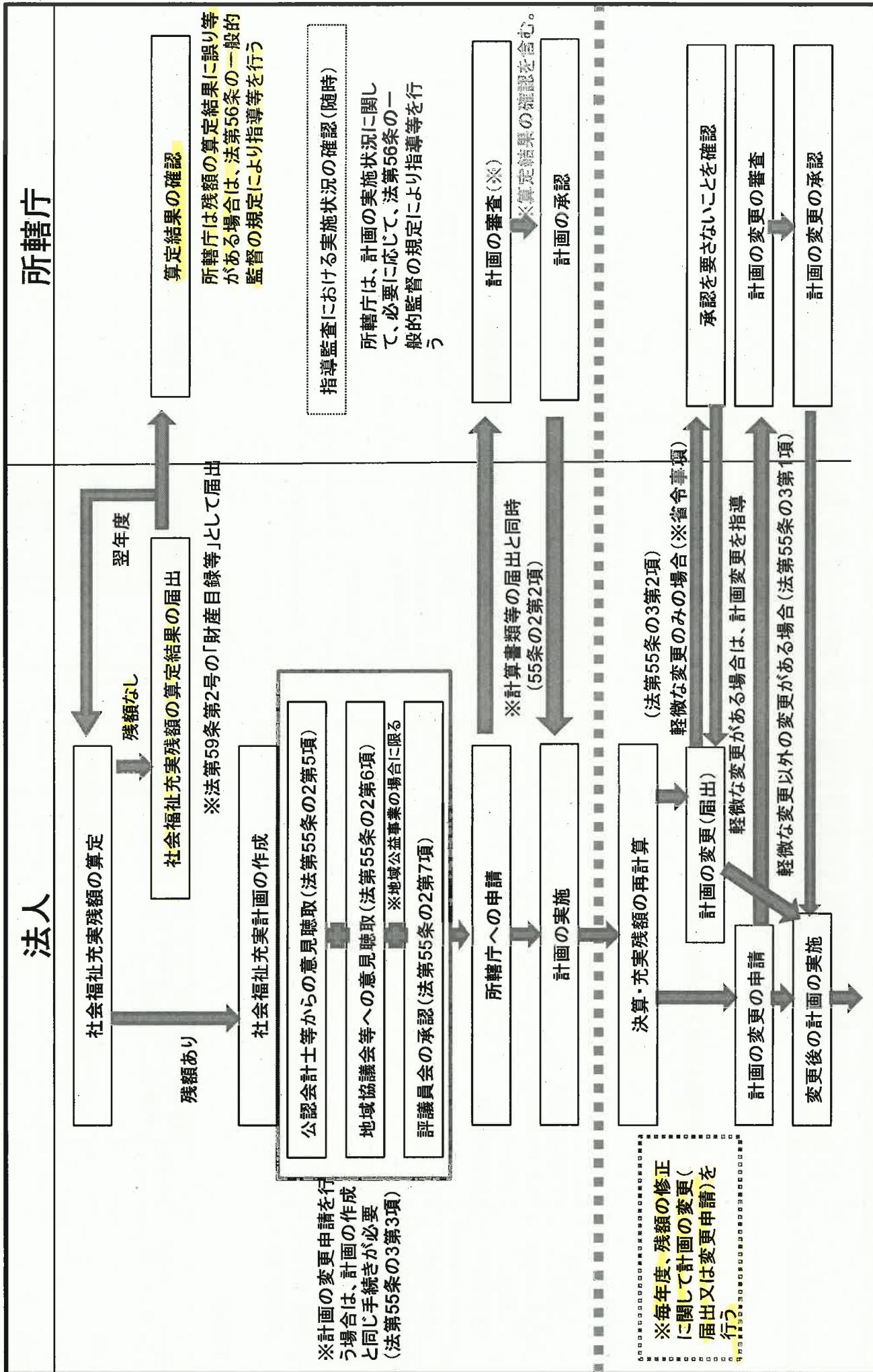
4. 計画の実施期間等

- ◆ 計画は、原則5年間の範囲で、社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。
ただし、社会福祉充実残額が一定規模以上である場合など、5年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合は、最長10年とするものとする。
- ◆ また、計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができるものとする。

5. 計画の変更手続

- ◆ 計画の記載内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、所轄庁の承認が必要となる。
- ◆ また、軽微な変更を行う場合は、所轄庁への届出で足りることとなる。
- ◆ なお、軽微な変更とは、法人の名称や住所等の基本情報等の変更とする。

社会福祉充実計画の作成手続フロー（素）



社会福祉充実計画のフォーマット（案）

平成〇年〇月〇日現在

平成〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人〇〇会		
法人の主たる所在地	〇県〇市〇町〇〇		
連絡先	〇-〇-〇〇		
計画作成年月日	平成〇年〇月〇日		
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日			
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日			
評議員会の承認年月日			
本計画の対象となる社会福祉充実強度（単位：円）	〇円		
本計画の対象期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日		

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費	計画期間における事業費					合計
							1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
1年目												
2年目												
3年目												

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の用途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計	計画期間における財源構成					
								事業費	社会福祉充実残額	補助金	借入金	事業収益	その他

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	
事業の実施地域	

事業の実施時期 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

事業内容

事業の実施スケジュール

事業費概算 (概算)	合計	〇〇円 (うち社会福祉充実費額充当額〇〇円)
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 計画期間が5年を超える理由

社会福祉充実計画の策定に当たっての関係者への意見聴取内容について（案）

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる関係者への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性が十分に尊重されるようするとともに、その経営判断を阻害しないよう、以下の内容について行う。

1. 公認会計士、税理士等への意見聴取内容

【社会福祉充実額について】

- 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の額と財産目録の照合
- 再生産に必要な財産の再計算
- 必要な運転資金の再計算
- 社会福祉充実残額の再計算

【事業費】

- 事業費とその積算の照合

※確認書（案）のイメージについては次頁参照

2. 地域協議会への意見聴取内容（例）（地域公益事業を行う場合に限る。）

- 地域の福祉課題
- 地域に求められる福祉サービスの内容
- 自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見
- 関係機関との連携 等

公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書（案）

社会福祉充実計画の策定に当たつて行われる公認会計士、税理士等への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性の尊重、法人負担軽減の観点から、公認会計士、税理士等は社会福祉充実残額の算定過程を中心に確認を行い、確認書を作成するものとする。

公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書（案）イメージ

手続実施結果報告書

平成 年 月 日
社会福祉法人 ○○
理事長 ○○○○ 職

確認者の名前

印

私は、社会福祉法人〇〇（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成〇〇年度 社会福祉充実計画」の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の第5項により、以下の手続を実施した。

手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。
(1) 「社会福祉充実計画」における社会福祉法人運営ガイドラインを照らして算出されているかどうかについて確かめること。
(2) 「社会福祉充実計画」における事業費の構算が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

実施した手続

- 社会福祉充実残額算定シートにおける控除対象財産額の算定欄の各勘定科目の金額と財産目録の金額を突合する。
- 社会福祉充実残額算定シートにおける控除対象財産額の算定欄における控除対象財産判定と社会福祉法人運営ガイドラインを照合する。
- 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な財産について社会福祉法人運営ガイドライン従つて再計算を行う。
- 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について社会福祉法人運営ガイドライン従つて再計算を行う。
- 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額を突合する。
- 社会福祉充実計画の2事業計画における事業費の積算について再計算を行う。
- 社会福祉充実計画の4資金計画における事業費の積算について再計算を行う。

- 手続の実施結果
- 上記1について、控除対象財産額の算定欄の各勘定科目の金額と財産目録の金額は一致した。
 - 上記2について、控除対象財産判定と社会福祉法人運営ガイドラインは一致した。
 - 上記3について、再生産に必要な財産の再計算の結果と一致した。
 - 上記4について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
 - 上記5について、社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
 - 上記6について、2事業計画における事業費の積算について再計算の結果と一致した。
 - 上記7について、4資金計画における事業費の積算について再計算の結果と一致した。
- 業務の特質
- 上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。
- 配付及び利用制限
- 本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。
- 以上

地域協議会について

- 改正社会福祉法により、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投下することが求められる。
- 地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聽かなければならないこととされている。
- その際、社会福祉法人に対して、できるだけ公正中立な意見聴取が行えるようにするために、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置する。

1. 地域協議会の実施責任

- ◆ 地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。
- ◆ 所轄庁は、地域協議会の立ちあげを支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。

※ 法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他 の支援を行う」ととされていることから、所轄庁は、社会福祉法人が地域において、円滑に住民等からの意見聴取を行う環境整備を行ふ責任を有しているものであり、所轄庁はその一環として地域協議会の体制整備を行うもの。

- ◆ また、所轄庁は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。

- ◆ なお、地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとし、具体的には、社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会や、地域ケア会議、自立支援協議会などが想定される。(人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うこととも考えられる。)

※ 所轄庁自身が地域協議会を開催することも妨げるものではない。

- ◆ 都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、自ら設置する地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

2. 地域協議会の実施工リアについて

- ◆ 地域協議会の実施工リアは、原則として所轄庁単位とする。
- ◆ なお、一の所轄庁が管轄する区域を一定の地域ごとに分割すること、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置することも可能である。ただし、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置する場合については、法において、事業の実施区域の住民等の意見を聞くこととされている趣旨にかんがみ、広域になりすぎないよう配慮することが必要である。

3. 地域協議会の構成員について

- ◆ 地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとする。
 - ① 学識有識者
 - ② 保健医療福祉サービス事業者
 - ③ 民生委員・児童委員
 - ④ サービス利用(予定)者である地域住民
 - ⑤ 福祉行政職員(町村職員を含む。)
 - ⑥ 社会福祉協議会

- ◆ なお、上記の構成員は、地域協議会への出席に支障がない限りにおいて、複数の地域協議会の構成員となることを妨げない。

4. 地域協議会の役割について

- ◆ 地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁が適宜開催することとし、例えば以下のようない点について、討議を行う。
 - ① 地域の福祉課題に関すること
 - ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
 - ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
 - ④ 関係機関との連携に関すること

- ◆ また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、
 - ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
 - ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
 - ③ 地域の関係者の連携の在り方
- などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが有用であると考えられる。(地域公益事業の実施状況の確認については年1回程度行うことがある。)
- ◆ 地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。

5. 広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

- ◆ 複数の地域協議会の実施工리를またがって、地域公益事業を広域的にに行う場合には、社会福祉充実計画を円滑に策定する観点から、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域を所管する地域協議会に意見を聴くことで足りるものとする。ただし、この場合であっても、当該地域以外の住民等の意見が可能な限り反映されるよう、社会福祉法人のHP等における意見募集やアンケート調査などの簡易な方法により、意見聴取を行うよう努めるものとする。

社会保障審議会福祉部会報告書へ社会福祉法人制度改革について～ (平成27年2月12日)【抜粋】

(4)「地域協議会」について

- ・社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、「地域協議会」を開催することが適当である。
- ・「地域協議会」の機能としては、
 - ①社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取組」に係る地域における福祉ニーズの把握、
 - ②「地域における公益的な取組」の実施体制の調整等（複数の法人が連携・協働した事業の実施についての検討・調整）
 - ③「地域における公益的な取組」の実施状況の確認が考えられ、「地域協議会」が社会福祉法人による地域福祉活動の推進の基盤となることが期待される。
- ・「地域協議会」は、所轄庁が地域ケア推進会議等の既存の協議会を活用するなどして開催することとし、その運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。
具体的的には、各協議会の代表者、地域住民、所轄市町村等が参加し、「地域における公益的な取組」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に地域における福祉ニーズを把握できる場を設けることが基本であるが、各地域における福祉に関する協議会の設置状況、活動状況を踏まえた柔軟な運用を認めめる必要がある。
また、既存の福祉に関する協議会の多くは地方公共団体が設置するものであることから、円滑に地域ニーズを把握する機会を得られるよう所轄庁において関係市町村と連携することが求められる。

参考条文（改正社会福祉法・社会福祉充実計画関係）

(社会福祉充実計画の承認)
第五十五条の二　社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行つてゐる社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一条に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中には、この限りでない。
一　当該会計年度の前会計年度に係る賃借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
二　基準日において現に行つてゐる事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2　前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時に行われなければならない。

3　社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一　既存事業(充実する部分に限る。)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という。)
- 二　社会福祉充実事業を行う区域(以下この条において「事業区域」という。)
- 三　社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第五項において「事業費」という。)
- 四　第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額(第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」という。)

五　社会福祉充実計画の実施期間

- 六　その他厚生労働省令で定める事項
- 4　順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。

- 一　社会福祉事業又は公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。)
- 二　公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に對し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。)
- 三　公益事業(前二号に掲げる事業を除く。)

- 5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行ふ社会福祉充実計画の作成に当たつては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。
- 8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の支援を行うものとする。

- 9 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その承認をするものとする。
- 一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。
 - 二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。
 - 三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。
 - 四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- 10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるとときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画(次条第一項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。)に従つて事業を行わなければならない。

(社会福祉充実計画の変更)

第五十五条の三 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 前条第三項から第十項までの規定は、第一項の変更の申請について準用する。

(社会福祉充実計画の終了)

第五十五条の四 第五十五条の二第一項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従つて事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるとところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。